

教育委員会事務局いじめ対策スクールソーシャルワーカー会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、教育委員会事務局いじめ対策スクールソーシャルワーカー会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事する。

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項のいじめに関する事実関係の整理及び分析
- (2) 法第28条第1項に基づき実施する重大事態の調査に関する連絡調整
- (3) いじめ等の被害を受けた児童生徒及び保護者の支援に向けた連絡調整
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに付随する業務

(任用)

第3条 会計年度任用職員の任用は選考によるものとし、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う。

- (1) 小論文
- (2) 面接

(再度の任用)

第4条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務日数等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務日数
週3日、週4日又は週5日
- (2) 勤務時間
午前10時から午後4時45分まで
- (3) 休憩時間
午後0時15分から午後1時まで

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。